

N-1電制の先行適用を踏まえたアクセス検討の開始について

当社は、広域系統整備委員会によって整理された先行適用に係わる課題の方針を遵守いただくことを条件に、本日、7月2日以降に契約する案件から、N-1電制^{※1}の先行適用を踏まえたアクセス検討を開始いたします。

※1 通常、送電線は2回線構成とし、その内1回線に事故があっても残りの1回線で電力を供給できるようにしております。このため、送電線や変圧器等の流通設備については、事故時でも使用できる緊急時の容量を確保しております。

N-1電制では、送電線や変圧器の事故時に、リレーシステムによって電源を遮断または抑制することにより、緊急時に確保していた容量を活用することで、系統増強をせずに電源の連系を可能とするものです。

なお、今後の広域系統整備委員会によって、整理された方針により、発電事業者さまで追加の対応が必要となった場合には、原則として追加対策を講じていただきます。

N-1電制では、「緊急停止により公衆安全に影響がある発電機」は対象外とすることで検討されていることから、接続検討および契約申込みの際に、上記影響の有無を発電事業者さまに確認させていただきます。

公衆安全に影響がある場合、または申込み時点で影響の有無が確認できない場合には、N-1電制を適用せずに回答いたします。

N-1電制が適用となる設備については、広域系統整備委員会で整理されたとおりの当面の間は新規の特別高圧電源といたします。また、高圧系統へ接続される発電機につきましては電制対象外とし、設備増強を前提とした設備形成といたします。

現在、当社ホームページで公表している空容量は、送配電等設備の増強等の費用負担に対する、発電事業者さまの予見可能性を向上させることを目的として、情報公開ルールに基づき公表しております。公表する空容量へのN-1電制の反映方法が整理されるまでの間は、現状のままの空容量といたします。